

年度途中で事務所を移転した場合の法人市民税

Q:当社は3月決算の法人ですが、今年3月15日に佐賀市からA市へ本店を移転し、佐賀市の事務所は廃止しました。法人市民税の申告はどうなりますか。

なお、当社の本年3月末日現在の資本金等の額は1千万円、事務所等は本店のみで、従業者数は1人、課税標準額となる法人税額は10万円です。

A:均等割は、事業年度末日現在の資本金等の額と、それぞれの市における従業者数によって税率を適用します。貴社の場合、佐賀市における従業者数は0人となり、50人以下の税率区分が適用されます。また、税額は事務所の所在した月数分だけをそれぞれの市に納めることになります。

佐賀市に納める均等割額 $60,000 \text{円} \times 11 \text{月} \div 12 \text{月} = 55,000 \text{円}$

A市に納める均等割額 $60,000 \text{円} \times 1 \text{月} \div 12 \text{月} = 5,000 \text{円}$

※月数は1月未満の端数を切り捨てます。1月に満たない場合は1月とします。

法人税割は、課税標準となる法人税額をそれぞれの市における事務所等の従業者数によって按分し、算出した税額をそれぞれの市に納めます。

従業者数は、通常は事業年度の末日現在の数によりますが、事業年度の途中で事務所等の新設、廃止などがあつた場合は次のように計算します。

◎事業年度の途中で新設された事務所等の従業者数 = 事業年度末日現在の従業者数 \times 新設から事業年度末日までの月数 \div 事業年度の月数

◎事業年度の途中で廃止された事務所等の従業者数 = 廃止の前月末日現在の従業者数 \times 廃止の日までの月数 \div 事業年度の月数

※月数は、1月未満の端数は切り上げます。また、1人に満たない端数を1人とします。

この場合について計算してみますと、

計算例	
佐賀市の従業者数	$1 \text{ 人} \times 11 \text{ 月} \div 12 \text{ 月} = 0.916 \text{ 人} \rightarrow 1 \text{ 人}$
A 市の従業者数	$1 \text{ 人} \times 1 \text{ 月} \div 12 \text{ 月} = 0.083 \text{ 人} \rightarrow 1 \text{ 人}$
両市の合計	$1 \text{ 人} + 1 \text{ 人} = 2 \text{ 人}$
佐賀市に納める 法人税割額	$10 \text{ 万円} \times 1 \div 2 = 50,000 \text{ 円} \rightarrow 50,000 \text{ 円}$ (課税標準額) $50,000 \text{ 円} \times 12.1\% \text{ (税率)} = 6,050 \text{ 円} \rightarrow 6,000 \text{ 円}$
A 市に納める 法人税割額	$10 \text{ 万円} \times 1 \div 2 = 50,000 \text{ 円} \rightarrow 50,000 \text{ 円}$ (課税標準額) $50,000 \text{ 円} \times 12.1\% \text{ (税率)} = 6,050 \text{ 円} \rightarrow 6,000 \text{ 円}$ ※A 市の税率は仮の税率で、市町村によって異なります。

(注意 1) 表中の税率は平成 26 年 10 月 1 日以後に開始した事業年度に適用される法人税割の税率

(注意 2) 税制改正により、令和元年(2019 年)10 月 1 日以降に開始する事業年度から法人税割の税率が 8.4%へ引き下げられます。